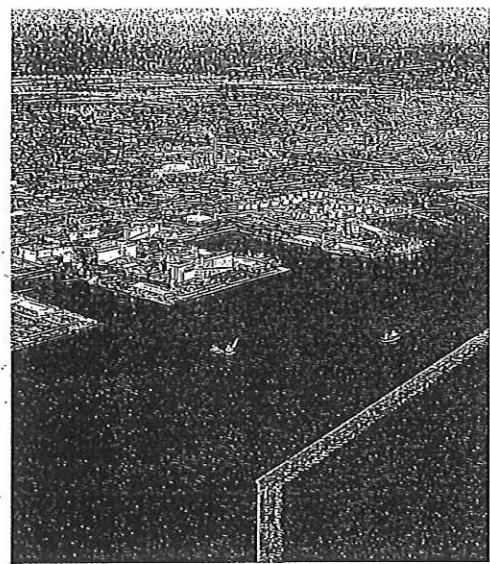


大楽毛物語

③



写真/西港

露頭に迷った鳥取士族

明治維新の変革、それは「武士は喰わねど高楊枝」とヤセ我慢をしていた彼らにとって、背に腹は代えられない青天のへきれきの出来事だった。経済的な拠り所であった俸禄が、金禄公債証書に変えられ西南戦争によってこれが反古同然紙切れになってしまったのだからもう大変。下級武士の

行き場が失われてしまった。鳥取県池田藩33万石の旧家中は、前述した通りその窮乏ぶりは目をおおう。昔から武道一筋に生きてきた誇り高い鳥取県士族は、廢藩置県後は、今まで無視してきた学問、芸能、商売に目を向けざるを得なくなったのだ。とくに因藩、伯耆両国は山陰の辺びな土地で生産性の低い農業が主産業であり、城下町鳥取には鳥

北海道移住へ向け上申

さらに、鳥取県が島根県に併合されるに及び、県庁の松江から遠く、交通も不便で中小商人の窮乏は著しかった。「武士の思い」は、県が亡くなったという気概の問題である。明治13年に鳥取県再置の運動として窮乏士族の集団である共艱社が立ち上がったのは無理からぬことである。士族の困窮対策は急務中の急務。鳥取県再置の初代県令山田信道は、北海道移住に熱意を示し、政府もこれを取り上げて同15年「移住士族取扱規則」の調査立案を、北海道三県(札幌・函館・根室)に命じ、根室県は同16年6月同規則を布

告したのであった。政府は、全国の士族勤業資金として毎年50万円ずつの支出を決め、その内毎年15万円8カ年合計120万円を北海道への移住志願者に貸下金とし、15会計年度から困窮士族を移住させることにした。山田県令は、狂暴な行動の多かった不平士族団体共艱社の人々を、なんとか正道につかせ、共艱社を解散させようという意図をもっていった。明治15年12月、共艱社3人と県属田代修敬が県費で北海道視察を行ったが、目つきも態度も良くない彼らの言動に業を煮やした北海道は、鳥取士族は移住まかりならぬと、時の農商務卿西郷従道に上申した。

西郷従道へ懇願の山田

しかし山田県令の懸命の努力で、ようやく許可されたのである。政府も北海道開拓に熱意をもち、士族の移住を奨励し「他県の士族貧困にして自力

移住者へ開墾地の付与

「士族移住取扱規則」をのぞくと第一条には、「一戸内に強健職業に耐え得る男女2人以上ある者に限る」とし、第六条には「移住せし者は25年間他の営業に移るを許さず」。第八条は「農業に移住する者は一戸に付宅地千坪開墾地一万五千坪以下の地所を貸与」とし、土地代の期限は返納制の他「必ず開墾すべし」と条件つきで督促している。さて、いよいよ鳥取からの出発である。

移住できない人は、本県管轄下への移住とし、農業及び漁業に従事することを希望する者に限る」と。その期間は明治15年度より22年度まで8カ年間に毎年50戸の移住を許可するものであった。農業を移住する国は、根室・釧路・北見国で、漁業は千島国である。

(つづく)

北海道新聞

(有)丹葉新聞店

釧路市大楽毛5丁目8の1

TEL:57-8228

購読お申し込みは

フリーダイヤル ヨムヨ・ドーシン

0120-464-104

または右記販売所へ